

学校の働き方改革を推進し、だれもが働き続けられる職場の実現を求める特別決議(案)

21年度日教組 Web 調査において、教員の勤務時間は、持ち帰り時間も含め平均週 62 時間 56 分という結果となった。時間外在校等時間は平均週 24 時間 11 分と、月に換算すると上限時間 45 時間に収まるどころか過労死ラインである 80 時間を上回っている。上限時間内に収めることだけが目的化し、持ち帰り業務の増加やつじつま合わせの改ざん・虚偽記載がまかり通るといった実態もあり、断じて許されるものではない。また、事務職員、学校栄養職員、現業職員等の 36 協定の締結状況については 86.1%にとどまっている。さらに、36 協定で締結した時間を超えた時間外労働や、未締結のまま時間外労働・休日労働をしている違法な実態すら明らかになった。まずは、早急に労基法が遵守される学校現場としなければならない。給特法は改正されたものの、時間外在校等時間への上限規制だけでは働き方改革にはつながらない。国は、学校現場の危機的な実態を直視し、長時間労働是正にむけた具体的施策を早急に推しすすめるべきである。

文科省は 22 年度実施予定の教員勤務実態調査の結果をふまえ、教員の労働環境について、給特法などの法制的な枠組みを含め必要に応じて検討するとしている。しかし、新型コロナウイルス感染症対策や 1 人 1 台端末を活用した教育の実施、新学習指導要領の実施など、新たな業務も付加される中で、自治体・学校現場の努力には限界がある。早急な給特法の廃止・抜本的見直しはもちろんのこと、国による業務削減とともに業務に見合った相当数の教職員定数を改善することが必須である。一方、教員志願者の減少、育児や介護、病休等の代替教職員確保が困難な実態などもふまえ、必要な教職員を確実に確保するための施策も喫緊の課題である。また、23 年度からは定年が 65 歳まで段階的に引き上げられる。今までと同じ働き方を 65 歳まで続けることに学校現場からは不安の声が大きい。現場の声をしっかり受け止め、とりくみを強化していく。

私たちは、教職員のいのちと健康を守るため、働き方改革の歩みを止めるわけにはいかない。36 協定締結とその遵守並びに、給特法の廃止・抜本的見直し、業務削減、定数改善は待ったなしの状況にある。日教組は引き続き、だれもが働き続けられる職場の実現をめざして、全国連帯のもと、不退転の決意でとりくむ。

以上、決議する。

2021 年 9 月 26 日
日本教職員組合 第 110 回定期大会